

履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第12条第2項の規定に基づき、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目、配当年次、単位数、必修・選択・自由科目の別、先修条件及び卒業要件は、別表1、2のとおりとする。

2 履修課程(コース)に関する規程第2条に規定する履修課程(コース)(以下「履修課程(コース)」という。)に係る授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択の別は別表1のとおりとする。

3 学生は、原則として施設設備の理由による支障がある場合を除き、他学科(他履修課程(コース)含む。)の講義科目を履修することができる。他学科の実験、演習、実習科目については、担当教員の判断により、教育上支障がないと認められる場合に限り履修することができる。

4 前項の規定により修得した単位は、卒業の要件となる単位に算入しない。

5 前2項の規定により他学科の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに他学科等科目履修申請書(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期当初の所定の期日までに履修登録をしなければならない。

2 次に掲げる授業科目は履修することができない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時間が重複する授業科目
- (3) 複数開講されている同一の授業科目

(欠席届)

第4条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった学生は、欠席届(様式第2号)を当該科目の担当教員に提出することができる。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第5条 次の各号いずれかに該当する時は、授業は原則として休講とする。

- (1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなさない。

京浜急行(横浜～京急久里浜間)

JR 横須賀線(横浜～久里浜間)

- (2) 県内に暴風、大雪、暴風雪、特別警報(以下「警報」という)発令時

- 2 前項により休講となった場合でも、京浜急行、JR 横須賀線が復旧した場合、または警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時刻	授業実施時限
7:00現在で復旧(警報が解除)された場合	1時限から実施
8:30現在で復旧(警報が解除)された場合	2時限から実施
11:00現在で復旧(警報が解除)された場合	3時限から実施
12:30現在で復旧(警報が解除)された場合	4時限から実施
14:30現在で復旧(警報が解除)された場合	5時限から実施

- 3 前項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第6条 試験の実施は、学期末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては学期中に随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

(成績評価、単位の授与)

第7条 成績は、シラバスに定める単位認定方法及び基準並びに前条で定める試験等により判定する。

- 2 前項で判定した成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	達成度	評点	グレートポイント G P	単位の授与
S	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる	90点～100点	4	授与する
A	科目の到達目標を十分に達成している	80点～89点	3	
B	科目の到達目標を達成している	70点～79点	2	
C	科目の到達目標を最低限度達成している	60点～69点	1	
D	科目の到達目標を達成していない	59点以下	0	授与しない
／	履修辞退	評価不能	算定しない	—

- 3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。
- 4 評価不能については別に定める。
- 5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC(60点)とする。
- 6 学生は単位を授与されなかった科目を、再履修することができる。
- 7 出席時間数が講義及び演習科目においては授業時間数の3分の2に満たない学生、実験及び実習科目においては授業時間数の5分の4に満たない学生には、単位は与えない。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生は、願い出により当該科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする学生は、追試験願(様式第3号)に病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由を証する書面を添付し、原則として当該科目の試験の日から1週間以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験及び追試験において単位を授与されなかった学生に対しては、担当教員の判断に基づき当該科目について再試験を行うことができる。

(試験を受けることができない学生)

第10条 次の各号いずれかに該当する学生は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない学生
- (2) 試験開始時刻に30分を超えて遅参した学生

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした学生については、不正行為をした学期の全科目及びその年度の同年の全科目の成績評価をDとする。

(異議申立て)

第12条 学生が自らの成績評価に関して、次の各号いずれかに該当すると判断した場合は、成績評価に関する異議を申し立てることができる。ただし、第10条第1項各号に定める試験を受けることができない学生及び試験を受験していない学生は除く。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
 - (2) シラバスに記載されている到達目標、単位認定方法及び基準等から、成績評価について疑義があると思われるもの
- 2 異議申立てを行う学生は、成績評価異議申立書(様式第4号)を教務学生課に提出するものとする。
- 3 異議申立てができる期間は、当該科目の成績評価の開示後2週間以内とする。ただし、期間中に学外実習を受講している等やむを得ない理由がある場合には、その理由が解消された日から2週間以内に、異議申立てができるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。